

奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金

奈井江町では、仕入・資材等の高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため給付金を給付します。

（この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。）

給付額

法人、個人事業主を問わず **15万円**

給付対象の主な要件

【仕入・資材・エネルギー価格等の高騰】

2026年1月～同年6月までのいずれかの月に購入した仕入・資材・エネルギー等の単価が、2025年1月～同年12月までのいずれかの月の単価よりも増加していること

【その他の要件】

1. 基準月（2025年1月から同年12月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から継続して事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
2. 法人の場合は、
 - ①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下 である事業者
3. 町内に事務所または事業所があり、町税等の滞納がない方・暴力団等ではない方
4. 「奈井江町医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援(追加)給付金」を受給する事業者ではない方

※農業者（法人・個人経営）も対象となります。

※詳しくは、町ホームページの申請要領をご確認ください。

申請書類・申請方法

■申請書の取得・申請方法

- ・原則として町ホームページから申請書様式を取得し、窓口、郵送、電子メールで申請していただきます。（必要書類は裏面をご確認ください）

申請受付期間

令和8年（2026年）3月2日（月）～ 令和8年 **7月31日（金）** ※期限必着

問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

電話 0125-65-2118 メール shoko@town.naie.lg.jp

（支援金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金 必要書類 一覧

申請書類	中小・小規模事業者 （法人）	個人事業主
申請書（町様式）	○	○
確定申告書別表一の写し（基準月が含まれるもの）※	○	
確定申告書第一表の写し（基準月が含まれるもの）※		○
所得税青色申告決算書または 収支内訳書（白色申告の確定申告書類）の写し※		○
損益計算書（基準月が含まれるもの）※	○	
請求書等（申請する原材料等の請求書等）の写し ・基準月 2025年1月から同年12月までのいずれかの月 ・対象月 2026年1月から同年6月までのいずれかの月 ※電気料のうち、北海道電力の契約を対象とする場合は、対象月（2026年） の支払が確認できるもの（口座振替の写し等）の提出のみで可とします。	○	○
本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）		○
通帳の写し	○	○
宣誓・同意書（町様式）	○	○

※確定申告書、決算書、損益決算書については、令和7年のものをご用意ください

※ の書類について、以下の支援金を申請している場合は提出を省略できます。

（「本人確認書類の写し」、「通帳の写し」については、変更がない場合に限る）

- ・令和5年度 奈井江町町内事業者価格高騰対策支援金事業
- ・令和7年度 奈井江町町内事業者価格高騰対策支援金事業

※詳細については町ホームページ、または、表面の「問い合わせ・申請先」までご確認願います。

奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金申請書

令和 年 月 日

奈井江町長 様

以下のとおり、奈井江町事業者物価高騰対策支援給付金の給付を申請します。

申請者の種別・所在地 (住所)等	フリガナ 法人名又は屋号														
		代表者役職													
	フリガナ 代表者名	姓											名		
		<input type="checkbox"/> 法人	法人番号												
	本社・本店所在地		〒												
	町内事業所等所在地		<input type="checkbox"/> 同上 〒												
<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者等の自宅住所	〒													
	町内事業所等所在地	<input type="checkbox"/> 同上 〒													
	生年月日	西暦			年			月			日				
担当者 (部署・職名・氏名)	部署名 職名											フリガナ 氏名	姓	名	
連絡先	E-mail	@													
	固定電話							携帯電話							
事業概要	従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金							円		
	設立年月日	西暦			年			月			日			決算月 ※法人の場合	月
	主な 事業内容														

【口座振替の申し出】

奈井江町から支払われる事業者物価高騰対策支援給付金については、下記による口座振替払いを申し出ます。

口座振替の申し出	金融機関	銀行	店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)						
		信用金庫 信用組合 協同組合	本店支店	普通・当座							
	口座 カナ名義	(カタカナ)									

※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。

※ 口座名義人(カナ)については、通帳の見開きページより記載してください。

(注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)

(注) 裏面にも記載事項があります。

申請する資材等	選択	<input type="checkbox"/> 資材・仕入・燃料費	品名 ※2			購入 単位 ※3			仕 訳 ※4			
			単価の比較									
			基準月 (単位当たりの価格：円)					対象月 (単位当たりの価格：円)				
			2025.01		2025.07		2026.01					
			2025.02		2025.08		2026.02					
			2025.03		2025.09		2026.03					
			2025.04		2025.10		2026.04					
			2025.05		2025.11		2026.05					
		2025.06		2025.12		2026.06						
		※該当する月に資材等の単価を記載					※該当する月に資材等の単価を記載					
		<input type="checkbox"/> 電気料	契約先 ※5			契約種別 ※6			仕 訳 ※4			
			単価の比較									
			基準月 (単位当たりの価格：円)					対象月 (単位当たりの価格：円)				
			2025.01		2025.07		2026.01					
2025.02			2025.08		2026.02							
2025.03			2025.09		2026.03							
2025.04			2025.10		2026.04							
2025.05			2025.11		2026.05							
2025.06		2025.12		2026.06								
※北電以外は、提出する請求書等の月の単価を記載					※北電以外は提出する請求書等の月の単価、北電の場合は「○」を記載する。							

- ※2 請求書、濃飛運所、領収書などに記載されている品名を記入してください。
- ※3 資材等で単価を比較できる購入単位を記入してください。(例：個、リットル、㎡など)
(請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。)
- ※4 損益計算書(所得税申告決算書類、法人決算書類)に記載されている仕訳先(科目)を記入してください。
(例：販管費、水道光熱費、動力光熱費など)(経費に計上されていない燃料費や電気料は、対象にできません。)
- ※5 電気契約の契約先を記入してください。(例：北海道電力など)
- ※6 検針票等に記載された電気契約の種別を記入してください。(例：従量電灯B、低圧電力、農事用電力(〇〇用)など)

 **提出書類チェックリスト** ※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input type="checkbox"/> 確定申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input type="checkbox"/> 損益計算書(収支内訳書)
<input type="checkbox"/> 請求書等	<input type="checkbox"/> 通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)	
<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書		

 **特例事項チェックリスト** ※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 連結納税	<input type="checkbox"/> 法人成り	<input type="checkbox"/> 新規開業・創業
<input type="checkbox"/> 事業承継(死亡)		

奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金申請書

令和 年 月 日

奈井江町長 様

以下のとおり、奈井江町事業者物価高騰対策支援給付金の給付を申請します。

申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルマルマル											
	法人名又は屋号	株式会社 ●●●●											
	代表者役職	代表取締役											
	フリガナ	マルマル					マルマル						
代表者名	姓	●●					●●						
	名	●●											
申請者の種別・所在地 (住所)等	法人	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●										
		本社・本店所在地	〒●●●●-●●●● 奈井江町字奈井江●●●番地										
		町内事業所等所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 〒										
	個人事業者	個人事業者等の自宅住所	〒										
		町内事業所等所在地	<input type="checkbox"/> 同上 〒										
		生年月日	西暦 年 月 日										
担当者 (部署・職名・氏名)	部署名 職名	●●課					フリガナ	マルマル			マルマル		
	氏名	姓		●●		名		●●					
連絡先	E-mail	●●●●●●.●●●●●●@●●●●●●.co.jp											
	固定電話	0125-●●●-●●●●●●					携帯電話	0●●0-●●●●●●-●●●●●●					
	従業員数	正社員 ● 人	パート アルバイト	人		資本金・出資金	●●,●●●,●●●● 円						
事業概要	設立年月日	西暦 ●●●●年●●月●●日				決算月 ※法人の場合	● 月						
	主な 事業内容	●●●の製造・販売											

【口座振替の申し出】

奈井江町から支払われる事業者物価高騰対策支援給付金については、下記による口座振替払いを申し出ます。

口座振替の申し出	金融機関	●● 銀行	店名	●● 支店	預金種目	普通	口座番号 (右詰めで記入)				
	口座 カナ名義	(カタカナ) ●●●●●●●●●●●●●●●●									

- ※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。
- ※ 口座名義人(カナ)については、通帳の見開きページより記載してください。
- (注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。
- ※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)
- (注) 裏面にも記載事項があります。

申請する 資材等	選 択	<input checked="" type="checkbox"/> 資材 <input type="checkbox"/> 入・燃料費 <input checked="" type="checkbox"/> 電気料	品名※2	セメント		購入単位※3	リットル	仕訳※4	売上原価					
			単価の比較											
			基準月 (単位当たりの価格：円)				対象月 (単位当たりの価格：円)							
			2025.01				2025.07		16,000円		2026.01			
			2025.02				2025.08				2026.02			
			2025.03				2025.09				2026.03		18,000円	
			2025.04				2025.10				2026.04			
			2025.05				2025.11				2026.05			
			2025.06				2025.12				2026.06			
			※該当する月に資材等の単価を記載						※該当する月に資材等の単価を記載					
契約先※5	①北海道電力 ②〇〇電気		契約種別※6	①業務用電力(一般) ②△△オトクプラン			仕訳※4	販管費 (光熱水費)						
単価の比較														
基準月 (単位当たりの価格：円/kwh)				対象月 (単位当たりの価格：円/kwh)										
2025.01		② 40円/kwh		2025.07				2026.01		① 〇				
2025.02				2025.08				2026.02						
2025.03				2025.09				2026.03		② 45円/kwh				
2025.04				2025.10				2026.04						
2025.05				2025.11				2026.05						
2025.06				2025.12				2026.06						
※北電以外は、提出する請求書等の月の単価を記載						※北電以外は提出する請求書等の月の単価、北電の場合は「〇」を記載する。								

- ※2 請求書、濃飛運所、領収書などに記載されている品名を記入してください。
- ※3 資材等で単価を比較できる購入単位を記入してください。(例：個、リットル、㎡など)
(請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。)
- ※4 損益計算書(所得税申告決算書類、法人決算書類)に記載されている仕訳先(科目)を記入してください。
(例：販管費、水道光熱費、動力光熱費など)(経費に計上されていない燃料費や電気料は、対象にできません。)
- ※5 電気契約の契約先を記入してください。(例：北海道電力など)
- ※6 検針票等に記載された電気契約の種別を記入してください。(例：従量電灯B、低圧電力、農事用電力(〇〇用)など)

提出書類チェックリスト ※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 損益計算書(収支内訳書)
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書等	<input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)	
<input checked="" type="checkbox"/> 宣誓・同意書		

特例事項チェックリスト ※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 連結納税	<input type="checkbox"/> 法人成り	<input type="checkbox"/> 新規開業・創業
<input type="checkbox"/> 事業承継(死亡)		

様式2

宣誓・同意書

奈井江町事業者物価高騰対策支援給付金（以下「物価高騰対策支援給付金」という。）の申請に際し、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から12までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに町に物価高騰対策支援給付金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること。
- 2 申請書に記載した申請者の情報、申請内容、証拠書類等及び申請特例の内容（以下「申請者の基本情報等」という。）に虚偽のないこと。
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、奈井江町の物価高騰対策支援給付金の給付の申請から、物価高騰対策支援給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
 - 4 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 4 物価高騰対策支援給付金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
 - 5 次の書類を電磁的記録等により5年間保存すること。
 - ・要領に定める確定申告書、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳
 - ・請求書等の原材料・資材等の単価を確認できる書類
 - 6 町の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること。
 - 7 町が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
 - 8 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず物価高騰対策支援給付金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に

虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない物価高騰対策支援給付金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、価格高騰対策支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。

- 9 提出した基本情報等が物価高騰対策支援給付金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために町が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び物価高騰対策支援給付金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために町が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること。
- 10 申請書に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、保健所、北海道等)の求めに応じて町が情報を提供することに同意すること。
- 11 奈井江町の担当者が町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道使用料の納付状況について、申請者の情報を閲覧することに同意すること。
- 12 要綱に従うこと。

令和 年 月 日

奈井江町長 様

所在地

名称

代表者名



※本人が署名した場合は、押印不要です。

奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金 申請要領

令和8年（2026年）2月24日
奈井江町 産業観光課

I 趣旨・概要

1 趣旨

- ・奈井江町では、仕入・資材・エネルギー（以下「資材等」）の価格高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため給付金を給付します。（この事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。）

2 給付の対象者

【資材等の価格高騰】

- ・令和8年（2026年）1月から同年6月までのいずれかの月に購入した資材等の単価が、令和7年（2025年）1月から同年12月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している事業者

3 給付額

- ・法人、個人事業主を問わず15万円

4 受付期間

- ・令和8年（2026年）3月2日（月）～令和8年（2026年）7月31日（金）
※期限必着

5 問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要） 奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎ 0125-65-2118 ✉ shoko@town.naie.lg.jp

（町物価高騰対策支援給付金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

目次

1. 給付要件.....	3
(1) 給付要件.....	3
(2) 給付対象者.....	3
(3) 不給付要件.....	4
(4) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方①（比較例）.....	5
(5) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方②（対象となる資材等）.....	5
(6) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方③（単価の比較）.....	6
(7) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方④（参考：電気料）.....	7
2. 申請方法.....	8
(1) 申請手順（申請から給付までのながれ）.....	8
(2) 申請書記入例（1枚目（表面））.....	9
(3) 申請書記入例（2枚目（裏面））.....	10
3. 証拠書類等.....	11
(1) 中小・小規模事業者等（法人）の場合.....	11
(2) 個人事業者の場合.....	13
4. 特例申請.....	15
(1) 特例事項について.....	15
(2) ①新規開業・創業特例.....	15
(3) ②連結納税特例.....	15
(4) ③事業承継（死亡）特例.....	16
(5) ④法人成り特例.....	16

2. 申請する

1. 給付要件

(1) 給付要件

- ・令和8年（2026年）1月から同年6月までのいずれかの月に購入した資材等の単価が、令和7年（2025年）1月から同年12月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。
- ・「(3)」の不給付要件に該当しないこと。

※なお、給付金は店舗や事業所単位ではなく、事業者単位で給付します。

※申請特例に該当する場合は、15ページ以下を参照してください。

(2) 給付対象者

- ・中小・小規模事業者、個人事業者（いずれも農業を含む。）

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※基準月（令和7年1月から12月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から及び対象期間（令和8年1月から6月まで）において事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※2026年2月1日以降、継続して町内に事務所又は事業所（事務又は事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事務又は事業が行われる場所をいいます。）があること。

※不給付要件に該当しないこと。

2. 申請する

(3) 不給付要件

・次のア～シに該当する事業者は、給付対象になりません。

ア 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

キ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者

ク 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

コ 町が令和7年度に実施する奈井江町医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援(追加)給付金を受給する者

サ 町税等(町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道料をいう。)を滞納(納付の猶予を受けているものを除く。)している者(法人の場合は当該法人及び当該法人の代表者)

シ ア～サに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと町が判断する者

2. 申請する

(4) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方①（比較例）

- ・令和8年(2026年)1月から同年6月までのいずれかの月（基準月）に事業のために購入した資材等の単価が、令和7年(2025年)1月から同年12月までのいずれかの月（対象月）に購入した単価よりも増加していること。

〈基準年〉

2025年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
						セメント 16千円/t					

〈対象年〉

2026年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月						
		セメント 18千円/t									

※比較する月は同月である必要はありません。

(5) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方②（対象となる資材等）

- ・仕入・資材…製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材、仕入れている物
- ・エネルギー（燃料費・電気料）…事業のために使われる燃料および電気（例：販管費や製造原価に計上されているものや、水道光熱費や動力光熱費などに計上されているもの）
- ・単価上昇による事業への影響がより大きい資材等で申請いただくようお願いします。

【対象外となる主な費用】

- ・人件費（給料賃金）
- ・租税公課
- ・接待交際費
- ・通信費
- ・利子割引料
- ・福利厚生費
- ・貸倒金
- ・地代家賃 など
- ・燃料費、電気料にあつては、純粋に家庭用など、事業のために使用していない電気契約の料金（販管費または製造原価に計上されていないもの（例：水道資材等や動力資材等に計上されていないもの。））

2. 申請する

(6) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方③ (単価の比較)

- ・原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。（同質同量での単価比較が原則）

- 同一の資材等であっても、異なる数量での購入金額で比較している場合は対象外です。（同質同量で比較していること。）

【対象となる例】

例 1) 上白糖 30kg と上白糖 10kg

→ 10kg または 1kg 当たりの価格で比較できる場合は対象

例 2) W社の品番 XXXXXXXXXX のフローリング材 4坪 と W社の同じ品番のフローリング材 16坪

→ 4坪または1坪当たりの価格で比較できる場合は対象

例 3) 軽油 50ℓ と軽油 20ℓ

→ 1ℓ 当たりの価格で比較できる場合は対象

- 同一（同質）ではない場合、対象外です。

【対象外となる例】

例 4) 日本酒（本醸造）1.8L と日本酒（大吟醸）1.8L

→ 本醸造と大吟醸は清酒ですが、種類が異なるため、対象外

例 5) 業務用醤油18L と業務用めんつゆ18L

→ 醤油とめんつゆは異なる商品であるため、対象外

例 6) ガソリン（レギュラー）30ℓ とガソリン（ハイオク）30ℓ

→ ともにガソリンですが、種類が異なるため、対象外

2. 申請する

【特例で対象とするもの】

- 他に申請することができる資材等がない場合は、「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を記載した上で申請することができます。

ただし、この場合、挙証書類の追加提出や申請理由の確認など、審査に時間を要するほか、申請が認められないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

例 A) 惣菜用の容器 Y の価格が高騰していることから、容器 Z (品番の異なる別の容器) に変更した。

(価格高騰前の容器 Y の価格 < 容器 Z の価格 < 価格高騰後の容器 Y の価格)

例 B) 廃番 (あるいは品不足) のため、1 年前と同じ建材を購入できなかったことから、仕様 (規格) が一部異なる建材を購入した。

(7) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方④ (参考：電気料)

- ・北海道電力で契約している場合は、契約種別を確認したうえで、単価が上昇しているか判断します。

(参考) 業種別ごとの該当月について

	契約種別 (北電)			
	従量電灯 B	従量電灯 C	低圧電力	業務用電力 (一般)
1 月	○	○	○	○
2 月	×	×	×	○
3 月	×	×	×	○

- ・北海道電力で、上記以外のプランについては別途確認しますので、申請先 (役場 産業観光課 商工観光係 1 ページ参照) までご相談ください。
- ・北海道電力以外の契約の場合は、比較月と基準月の単価を比較して、単価上昇を確認します。
- ・北海道電力以外の契約で、上記の契約に準じた契約種別の場合は、北海道電力と同様に取り扱うものとします。ただし、契約内容等に関する追加の書類を求める場合があります。

2. 申請する

2. 申請方法

(1) 申請手順（申請から給付までのながれ）

- ① 申請書類を入手
- ・町ホームページから入手
 - ・インターネット環境がない方は、町窓口にて

② 申請書類に記入・提出

申請書類	中小・小規模事業者（法人）	個人事業主
申請書（町様式）	○	○
確定申告書別表一の写し（基準月が含まれるもの）	○	
確定申告書第一表の写し（基準月が含まれるもの）		○
所得税青色申告決算書または収支内訳書（白色申告の確定申告書類）の写し		○
損益計算書（基準月が含まれるもの）	○	
所得税青色申告決算書の損益計算書（青色申告の場合） または収支内訳書（白色申告の場合）（基準月が含まれるもの）		○
請求書等（申請する原材料等の請求書等）の写し ・基準月 2025年1月から同年12月までのいずれかの月 ・対象月 2026年1月から同年6月までのいずれかの月	○	○
本人確認書類の写し		○
通帳の写し	○	○
宣誓・同意書（町様式）	○	○

- ・その他町より追加で書類の提出を求められることがあります。
- ・令和5年度以降の給付金事業において同じ書類を提出している場合は、省略可能です。

- ③ 申請
- ・電子メール、郵送または窓口へ持参

- ④ 給付
- ・申請書に記載した口座へ振込み

2. 申請する

(3) 申請書記入例（2枚目（裏面））

申請する 資材等	選 択	<input checked="" type="checkbox"/>	品名 ※2	セメント		購入 単位 ※3	リットル	仕 訳 ※4	売上原価	
		資材等の例	単価の比較							
			基準月（単位当たりの価格：円）				対象月（単位当たりの価格：円）			
			2025.01		2025.07	16,000円	2026.01			
			2025.02		2025.08		2026.02			
			2025.03		2025.09		2026.03		18,000円	
			2025.04		2025.10		2026.04			
			2025.05		2025.11		2026.05			
		2025.06		2025.12		2026.06				
		※該当する月に資材等の単価を記載				※該当する月に資材等の単価を記載				
		<input checked="" type="checkbox"/>	契約 先 ※5	①北海道電力 ②〇〇電気		契約 種別 ※6	①業務用電力（一般） ②△△オトクプラン		仕 訳 ※4	販管費 （光熱水費）
		電気料の例	単価の比較							
			基準月（単位当たりの価格：円/kwh）				対象月（単位当たりの価格：円/kwh）			
			2025.01	② 40円/kwh	2025.07		2026.01		① ○	
2025.02			2025.08		2026.02					
2025.03			2025.09		2026.03		② 45円/kwh			
2025.04			2025.10		2026.04					
2025.05			2025.11		2026.05					
2025.06		2025.12		2026.06						
※北電以外は、提出する請求書等の月の単価を記載				※北電以外は提出する請求書等の月の単価、 北電の場合は「○」を記載する。						

※2 請求書、濃飛運所、領収書などに記載されている品名を記入してください。

※3 資材等で単価を比較できる購入単位を記入してください。（例：個、リットル、m³など）

（請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。）

※4 損益計算書（所得税申告決算書類、法人決算書類）に記載されている仕訳先（科目）を記入してください。

（例：販管費、水道光熱費、動力光熱費など）（経費に計上されていない燃料費や電気料は、対象にできません。）

※5 電気契約の契約先を記入してください。（例：北海道電力など）

※6 検針票等に記載された電気契約の種別を記入してください。（例：従量電灯B、低圧電力、農事用電力（〇〇用）など）



提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

- | | | |
|--|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類（個人のみ） | <input checked="" type="checkbox"/> 損益計算書（収支内訳書） |
| <input checked="" type="checkbox"/> 請求書等 | <input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 宣誓・同意書 | | |



特例事項チェックリスト

※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 連結納税 | <input type="checkbox"/> 法人成り | <input type="checkbox"/> 新規開業・創業 |
| <input type="checkbox"/> 事業承継（死亡） | | |

3. 証拠書類等の確認

3. 証拠書類等

(1) 中小・小規模事業者等（法人）の場合

・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し	<p>・基準月（2025年）を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p> <p>※「確定申告書別表一」の写しをご提出ください。</p> <p>※所轄税務署に提出済のもの（收受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限り。）</p> <p>※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。</p> <p>※收受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書(その2 所得金額用)」を付属書類として、ご提出ください。</p> <p>※令和5年度以降に町の給付金を受給しており、その後も町内で事業を継続している場合は、提出を省略することができます。</p>
②	損益計算書の写し	<p>・基準月（2025年）を含む事業年度の損益計算書の写し</p> <p>※対象とする資材等が、経費いずれかの科目に計上されていることが必要です。</p>
③	請求書等の写し	<p>・基準月 2025年1月から同年12月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類（申請する資材等の請求書等）</p> <p>・対象月 2026年1月から同年6月までのいずれかの月に事業のために購入した資材等の単価がわかる書類（申請する資材費の請求書等）</p> <p>・電気料の場合は、検針票等の契約者名、契約種別等も含めて、明記されている書類</p> <p>※書式や名称は問いませんが、年月日・社名（屋号等）の押印・申請する資材費等の単価が確認できる書式であること。</p> <p>※申請する資材費等以外の請求書等は不要です。</p> <p>※電気料のうち、北海道電力の契約を対象とする場合は、対象月（2026年）の支払が確認できるもの（口座振替の写し等）の提出のみで可とします。</p> <p>（比較のため、「契約種別」を確認します。申請の際は、ご本人でご確認いただきますよう、お願い申し上げます。）</p>
④	通帳の写し	<p>・通帳の見開きページの写し（1ページ・2ページ） （以下の情報が確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記

3. 証拠書類等の確認

		<p>※令和5年度以降に町の給付金を受給しており、同じ口座への振り込みを希望する場合は、提出を省略することができます。</p>
⑤	宣誓・同意書	・町様式（様式2）
⑥	その他町が必要と認める書類	・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等



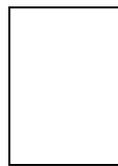
・申請書



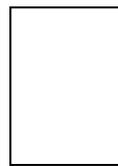
・確定申告書
・e-Tax 受信通知



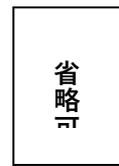
・損益計算書



・基準月の請求書等



・対象月の請求書等



・通帳コピー



・宣誓・同意書

3. 証拠書類等の確認

(2) 個人事業者の場合

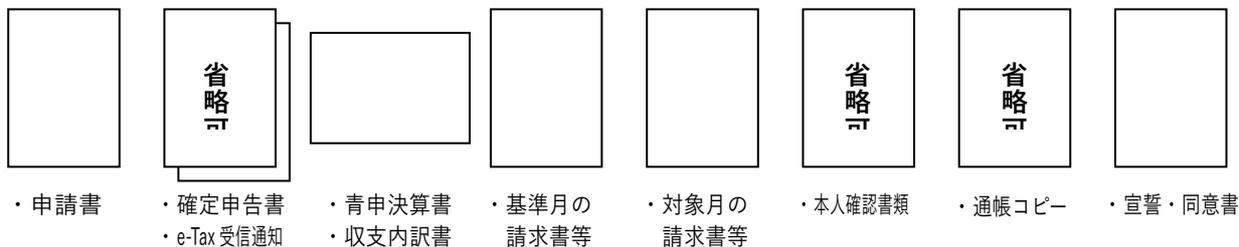
・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・基準月を含む事業年度の確定申告書第一表の写し ・上記確定申告書に添付した青色申告決算書または収支内訳書（いずれも1ページ目）の写し <p>※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。 ※所轄税務署に提出済みのもの（收受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限り。） ※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。 ※收受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書(その2 所得金額用)」を付属書類として、ご提出ください。 <u>※令和5年度以降に町の給付金を受給しており、その後も町内で事業を継続している場合は、提出を省略することができます。</u></p>
②	所得税青色申告決算書の損益計算書(青色申告の場合)または収支内訳書(白色申告の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準月(2025年)を含む事業年度の確定申告書類に添付した、損益計算書(青色申告の場合)または収支内訳書(白色申告の場合)の写し(いずれも1ページ目のみ) <p>※対象とする資材等が、経費いずれかの科目に計上されていることが必要です。</p>
③	請求書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・基準月 2025年1月から12月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類(申請する資材費の請求書等) ・対象月 2026年1月から同年6月までのいずれかの月に事業のために購入した資材費等の単価がわかる書類(申請する資材費の請求書等) ・電気料の場合は、検針票など、契約者名、契約種別等も含めて明記されている書類 <p>※書式や名称は問いませんが、年月日・社名(屋号等)の押印・申請する資材費等の単価が確認できる書式であること。 ※申請する資材費等の請求書等は不要です。 <u>※電気料のうち、北海道電力の契約を対象とする場合は、対象月(2026年)の支払が確認できるもの(口座振替の写し等)の提出のみで可とします。</u> <u>(比較のため、「契約種別」を確認します。申請の際は、ご本人でご確認いただきますよう、お願い申し上げます。)</u></p>
④	本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、マイナンバーカード等 ・本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。 <p>①運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書</p>

3. 証拠書類等の確認

		<p>で代替可能。)</p> <p>②マイナンバーカード（オモテ面のみ）</p> <p>③写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）</p> <p>④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）</p> <p>⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）</p> <p>・なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができるものとします。</p> <p>⑥住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方の写し</p> <p>※申請時において有効なものであり、2026年2月1日現在の住所が申請時の住所と同一のものに限ります。</p> <p>※令和5年度以降に町の給付金を受給しており、その後も町内で事業を継続している場合は、提出を省略することができます。</p>
⑤	通帳の写し	<p>・通帳の見開きページの写し（1ページ・2ページ）（以下の情報が確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 <p>※令和5年度以降に町の給付金を受給しており、同じ口座への振り込みを希望する場合は、提出を省略することができます。</p>
⑥	宣誓・同意書	<p>・町様式（様式2）</p>
⑦	その他町が必要と認める書類	<p>・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等</p>



4. 特例申請の確認

4. 特例申請

(1) 特例事項について

- ・ 下記の特例事項に該当する事業者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

	特例事項	概要
①	新規開業・創業特例	・ 2025年1月から12月までの間に法人設立又は新規開業した場合
②	連結納税特例	・ 連結納税を行っている法人
③	事業承継（死亡）特例	・ 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継（事業を行っていた者が死亡した場合も含む。）を行っている場合
④	法人成り特例	・ 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者が法人化した場合

(2) ①新規開業・創業特例

- ・ 2025年1月から12月までの間に法人を設立又は個人事業者が新規開業した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

- ・ 開業日が2025年1月1日～12月31日であり、收受日付印が押印されていること。（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。（※個人番号を塗り潰したものを提出してください。）

(3) ②連結納税特例

- ・ 連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写しで代替するものとします。

4. 特例申請の確認

(4) ③事業承継（死亡）特例

- ・2025年1月から12月までの間に事業を承継した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

- ・開業日が2025年1月1日～11月31日であり、收受日付印が押印されていること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。(※個人番号を塗り潰したものを提出してください。)

(5) ④法人成り特例

- ・申請者は法人であるが、2025年1月から12月までの間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、個人事業者として作成された各資料を法人として作成された資料とすることができます。